

災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官がボランティアの安全管理に果たした役割に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年六月二十一日

熊 谷 大

参議院議長 平田健二 殿

災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官がボランティアの安全管理に果たした役割に

関する質問主意書

東北地方太平洋沖地震の発生から一年三ヶ月が過ぎた現在においても、引き続き余震による強い揺れに対応する警戒が求められている。東日本大震災の被災地において必要とされるボランティア活動は、被災者の生活支援、安否確認、孤立防止といった活動が中心となっているものの、がれきの撤去など危険を伴う活動を必要とする地域は未だに存在している。

津波被害のあつた地域では、くぎの踏み抜きなどのけがが多く発生したところであり、被災地の復旧・復興のため、ボランティアの安全管理は極めて重要であるが、災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官であつた辻元清美氏が在任中に果たした役割は判然としない。そこで、以下のとおり質問する。

- 一 辻元補佐官（当時）の職責について明らかにされたい。
- 二 辻元補佐官（当時）は、在任中、被災地におけるボランティアの安全管理の実態について、どのように把握し、問題の所在を認識していたのか明らかにされたい。
- 三 辻元補佐官（当時）が、在任中、被災地におけるボランティアの安全管理に関し、内閣総理大臣に具申

した意見の内容及びその成果について明らかにされたい。意見を具申していないとすれば、補佐官として

職責を全うしたことになるのか、その評価を明らかにされたい。

四 現在、災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官は置かれていないが、ボランティアの安全管理について、政府はどのように取り組んでいるのか明らかにされたい。

五 現在も地震が頻繁に起こっている状態であるところ、今後、地震や津波の被害があつた場合における人命に対する安全管理について、政府の取組状況を具体的に示されたい。

右質問する。